

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業課]

事業名
7款 6項 4目 総合保健医療センター運営事業

特記事項
中期計画-3.8の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-3.8の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	7-6-4 1
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	774,318	468		815		773,035
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	776,125	1,335		878		773,912
増△減	△1,807	△867	0	△63	0	△877

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	725,179	741,323	748,072
算 市債+一般財源	722,192	738,564	745,375
決 事業費	726,662	741,308	748,072
算 市債+一般財源	724,046	738,998	747,098

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	775,782	775,782
算 市債+一般財源	774,499	774,499

方針の確認/決裁
有()・無()

【事業の目的・必要性】

要介護高齢者及び精神障害者等が地域社会で在宅生活を維持するための援助並びに地域医療等への支援を行い、市民の保健・医療及び福祉の向上から専門的・総合的に支援することを目的とする横浜市総合保健医療センター(以下「センター」という。)の管理運営業務を指定管理者制度により行います。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

センターの運営を通じて、市民の保健、医療及び福祉の向上並びに健康の保持及び増進に寄与します。

精神障害者支援、要介護高齢者支援、地域医療機関支援の3事業が相互に連携し適切なサービスをすることで、要介護者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるようになることが期待されます。

診療所	介護老人保健施設	精神障害者支援施設
<ul style="list-style-type: none"> 入所(一般7床、療養病床12床) 認知症診断・外来 高度医療機器の共同利用 	<ul style="list-style-type: none"> 入所(一般50名、認知症30名) 施設サービス、短期入所療養介護 通所リハビリテーション(20名) 	<ul style="list-style-type: none"> 精神科デイケア(40名) 就労移行支援(18名) 自立訓練(44名) 就労支援センター 精神科初期救急

【実績及び今後見込み】

区分	延利用者数					
	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度計画	令和3年度計画
精神障害者支援事業	21,906	27,611	28,795	26,420	28,532	28,441
要介護高齢者支援事業	38,392	37,376	38,290	38,643	38,892	38,935
地域医療支援事業	11,464	11,049	11,179	10,175	11,340	11,052
合計	71,762	76,036	78,264	75,238	78,764	78,428

【事業費の内訳】

項目	令和2年度	令和3年度	差引	主な増減説明
センター指定管理料(A-B)	775,974	774,318	△1,656	
管理運営費(A)	1,693,419	1,695,390	1,971	職員の昇給、法定福利費の増等に伴う人件費の増
人件費	1,067,625	1,089,885	22,260	職員の昇給、法定福利費の増等に伴う人件費の増
施設管理運営費	625,794	605,505	△20,289	修繕費の減
利用料金収入(B)	917,445	921,072	3,627	介護報酬改定による診療報酬の増
委員会関連費(C)	151	0	△151	第四期指定管理者の選定委員会の終了に伴う減
合計(A-B+C)	776,125	774,318	△1,807	

【事業スケジュール】

令和3年度 第四期指定管理期間開始

【事業開始年度】

平成4年10月1日

【根拠法令】

横浜市総合保健医療センター条例、横浜市総合保健医療センター条例施行規則

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	羽田 政直	菊池 潤	増尾 菜美香

(健康福祉局)

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

〔健康福祉局 保健事業 課〕

事業名
7款 6項 4目
難病対策事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度事業評価番号	7-6-4 2
令和2年度事業評価番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	4,881,751	2,344,230		7,533		2,529,988
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	4,437,597	2,113,875		96		2,323,626
増△減	444,154	230,355	0	7,437	0	206,362

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	118,231	3,598,855	3,619,324
算 市債＋一般財源	113,502	1,876,009	1,889,474
決 事業費	105,784	3,475,728	4,478,447
算 市債＋一般財源	92,959	1,845,717	2,288,307

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	5,087,473	5,301,864
算 市債＋一般財源	2,636,604	2,747,713

方針の確認／決裁
有 () () ()

【事業の目的・必要性】
「指定難病」に罹患して一定の認定基準を満たしている患者に対し、特定医療費（指定難病）助成事業を実施し、医療費の負担軽減を行います。
また各福祉サービスを提供し療養上の支援、日常生活の支援を行うことにより、難病患者の安定した療養生活の確保、生活の質の向上、自立と社会参加の促進を図ります。

【令和3年度実施内容と期待される効果】
「難病の患者に対する医療等に関する法律」等に基づく以下の業務を行い、医療費の負担を軽減するとともに、難病患者のQOL向上を図ります。

- (1) 難病法関連業務
 - ア 特定医療費（指定難病）助成事業
 - 【認定業務】受給者の申請・資格・給付情報等の管理をし、支給認定を行う。不認定候補については附属機関である「指定難病審査会」へ諮問する。また、指定医・指定医療機関の指定等を実施する。
 - 【更新業務】特定医療費（指定難病）の支給認定が行われた方が所持する特定医療費（指定難病）受給者証について、年に1度更新を行う。更新には申請が必要のため、まず対象者に更新案内を送付し、更新手続きの勧奨を行う。次に申請について審査及び入力・証発行業務を行う。
 - なお、約27,000件の申請に対し短期間で処理を行う必要があることから、正確かつ効率的に行うため、令和元年度から一部の業務を委託している。
 - イ 療養生活環境整備事業
 - 「療養生活環境整備事業」である在宅人工呼吸器使用患者支援事業、ホームヘルパー養成研修事業、難病相談・支援センター事業を実施する。
- (2) その他難病患者等支援事業
 - 【難病患者地域支援対策推進事業】訪問相談事業・難病相談事業・在宅療養支援計画策定評価事業等（国庫補助事業）
 - 【市難病患者支援事業】外出支援サービス、在宅重症患者外出支援事業、難病患者一時入院事業、難病広報相談事業補助金交付（市単独事業）

実績及び今後見込み	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
(1) 難病法業務	66,155	3,441,500	4,444,028	4,396,607	4,840,076	5,044,042	5,256,603
(2) その他難病患者等支援事業	39,629	34,228	34,419	40,990	41,675	43,431	45,261
合計	105,784	3,475,728	4,478,447	4,437,597	4,881,751	5,087,473	5,301,864
特定財源	12,825	1,630,011	2,190,140	2,113,971	2,351,763	2,450,869	2,508,889
一般財源	92,959	1,845,717	2,288,307	2,323,626	2,529,988	2,636,604	2,747,713

延べ認定者数の推移・今後見込み	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
人数(各年度当初)		25,794	22,573	23,748	24,145	26,602	27,724	28,898

※H29年度からH30年度にかけての減少は、26年12月31日以前に受給者証の交付を受け、継続して受給資格があった方に適用されていた3年間の経過措置期間の終了によるため

事業費の内訳	令和2年度	令和3年度	差引	説明
(1) 難病法業務	4,396,607	4,840,076	443,469	
会計年度任用職員	42,133	35,995	△ 6,138	雇用予定人数の減による減
システム構築・運用・保守等	8,445	8,306	△ 139	基盤使用料の見直しによる減
引越に係る委託料	5,713	0	△ 5,713	執務室移転完了による減
更新事務委託料	42,900	51,780	8,880	委託業務追加による増
扶助費(特定医療費)	4,214,370	4,673,235	458,865	実績による増
審査支払手数料	22,095	23,117	1,022	実績による増
療養生活環境整備事業	9,110	10,810	1,700	主に在宅人工呼吸器使用患者支援事業費の増
その他事務費	51,841	36,833	△ 15,008	主に執務室関連費用の減
(2) その他難病患者等支援事業	40,990	41,675	685	
ア 難病患者地域支援対策推進事業	5,018	4,910	△ 108	主に在宅療養支援計画策定評価事業の報償費の減
イ 市難病患者支援事業	35,972	36,765	793	主に在宅重症患者外出支援助成費の増
合計	4,437,597	4,881,751	444,154	

【事業スケジュール】
通年執行

【事業開始年度】
(1)平成30年度 (2)-ア平成10年度 (2)-イ昭和49年度（難病広報相談事業補助金）、平成16年度（外出支援サービス事業）、平成17年度（在宅重症患者外出支援事業・難病患者一時入院事業）

【根拠法令】
難病の患者に対する医療等に関する法律、障害者総合支援法、横浜市難病相談事業実施要綱、横浜市在宅療養支援計画策定評価・訪問診療事業実施要綱、横浜市在宅重症患者外出支援事業実施要綱、横浜市難病患者一時入院事業実施要綱、横浜市難病広報相談事業補助金交付要綱、横浜市特定医療費（指定難病）支給認定実施要綱、横浜市指定難病審査会条例、横浜市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱、横浜市難病患者等ホームヘルパー養成研修事業の実施及び指定に関する要綱、横浜市難病指定医師研修実施要綱、横浜市難病対策地域協議会実施要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	難病対策担当
	山田 洋	堀上 智貴	中村 風香

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

〔健康福祉局 保健事業 課〕

事業名
7款 6項 4目
療養援護対策事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度事業評価書番号	7-6-43
令和2年度事業評価書番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳					一般財源等	
		国	県				市債	一般財源
令和3年度	51,503	0				0	51,503	
補助事業								
単独事業		補助率	%					
令和2年度	55,385						55,385	
増△減	△ 3,882	0	0	0	0	0	△ 3,882	

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	47,561	47,561	47,264
算 市債+一般財源	47,561	47,561	47,264
決 事業費	43,166	51,173	47,308
算 市債+一般財源	43,166	51,173	47,308

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	51,503	51,503
算 市債+一般財源	51,503	51,503

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

市内在住の原子爆弾被爆者等に対し、療養費の支給及び医療費の助成を行うことにより対象者の健康の保持、向上を図ります。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 被爆者援護費支給
毎年、支給年度の11月1日現在市内に在住する原子爆弾被爆者に対し援護費（10,000円・年1回）を支給する。
- 被爆者に対するはり・きゅう・マッサージ療養費助成
原子爆弾被爆者に対し、はり・きゅう・マッサージ療養に要した費用を助成する。（月額3,000円を限度）
- 被爆者の子に対する医療費助成
原子爆弾被爆者の実子に対し本市要綱に定められている11項目の障害に関連する疾病による入・通院の医療費を助成する。

【実績及び今後見込み】

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	令和2年度見込み	令和3年度見込み
被爆者援護費支給対象者	1,055人	1,034人	989人	962人	937人	970人	940人
支給額	10,550,000円	10,340,000円	9,890,000円	9,620,000円	9,370,000円	9,700,000円	9,400,000円
はり・きゅう・マッサージ療養費助成対象者	879月(311人)	832月(294人)	826月(291人)	752月(271人)	660月(230人)	760月(252人)	660月(230人)
助成額	2,581,974円	2,458,051円	2,433,710円	2,168,576円	1,914,850円	2,280,000円	1,980,000円
被爆者の子に対する医療助成対象者	360人	383人	393人	477人	461人	520人	486人
助成額	32,821,584円	31,192,224円	31,145,164円	39,139,454円	35,801,855円	43,085,000円	39,877,758円

【事業費の内訳】

	令和2年度予算	令和3年度予算	差引	説明
被爆者援護費支給	9,700	9,400	△ 300	実績に伴う減
被爆者に対するはり・きゅう・マッサージ療養費助成	2,280	1,980	△ 300	実績に伴う減
被爆者の子に対する医療費助成	43,085	39,878	△ 3,207	受給者の見込み人数を精査したことに伴う減
事務費	320	245	△ 75	実績に伴う減
合計	55,385	51,503	△ 3,882	

【事業スケジュール】

- 援護費支給事業 12月末に振込（年1回）
- はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業
第1四半期（4～6月分）：8月末に振込、第2四半期（7～9月分）：11月末に振込
第3四半期（10～12月分）：2月末に振込、第4四半期（1～3月分）：5月末に振込（年4回）
- 被爆者の子に対する医療費助成事業（毎月）※時期の定めはないが、申請書を受理したものから助成手続きを行う

【事業開始年度】

- 援護費支給（平成16年4月）
- はり・きゅう・マッサージ療養費助成（昭和57年10月）
- 被爆者の子ども医療費助成（昭和53年2月）

【根拠法令】

- 横浜市原子爆弾被爆者援護費支給要綱
- 横浜市原子爆弾被爆者に対するはり・きゅう・マッサージ療養費助成要綱
- 横浜市原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	羽田 政直	宮下 公一	島崎 郁美

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業課]

事業名
7款 6項 4目 C型肝炎等対策事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	7-6-4 4
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	159,395	103,474	181				55,740
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	139,323	90,388	300				48,635
増△減	20,072	13,086	△119	0	0	0	7,105

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	167,849	137,603	140,594
算 市債+一般財源	58,427	47,841	49,038
決 事業費	164,179	157,436	141,807
算 市債+一般財源	69,283	77,034	50,413

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	159,395	159,395
算 市債+一般財源	55,740	55,740

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

- 普及・啓発
C型肝炎等のウイルス性肝炎の日常管理や最新治療に関する知識を普及することにより、患者・感染者の適正な療養を資する。
- 肝炎ウイルス検査事業
肝炎検査の無料実施により、肝炎ウイルス感染者の早期発見に寄与し、早期治療に結びつける。
- 肝炎治療医療費助成事業
神奈川県肝炎治療医療費助成事業事務委託に伴う事務を行う。
- 陽性者フォローアップ事業
肝炎ウイルス検査陽性者が早期に専門医療機関を受診し、適切な治療を開始できるよう必要なフォローアップを行うことで、ウイルス性肝炎患者の重症化予防を図る。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 肝炎講演会・相談会
肝臓専門医が勤務する市内の病院に委託し、主に感染者及び家族を対象に医療講演会・相談会(最新医療、薬剤、日常生活の留意点等)を開催する。感染予防や治療に関する最新情報を分かりやすく伝え、社会的及び精神的な面における相談の場を提供することで、B型・C型肝炎に関する普及啓発を行う。
- 肝炎ウイルス検査
過去に肝炎ウイルス検査を受診したことがない市民を対象に、実施医療機関でB型及びC型肝炎ウイルス検査を実施することで、肝炎ウイルス陽性者の早期発見及び早期治療の推進を図る。
- 肝炎治療医療費助成に係る書類の経由事務
神奈川県で実施している肝炎治療医療給付事業について、県と委託契約を締結し、18区福祉保健センターにて県への経由事務を行う。居住区にて申請書等の提出ができることで、申請者の利便性の向上に繋がる。
- 陽性者フォローアップ事業
横浜市肝炎ウイルス検査で陽性になった対象者に対し、本人の同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関での受診状況や診療状況を確認する。未受診の場合は、受診勧奨等のフォローアップを行い、重症化予防の推進を図る。

【実績及び今後見込み】

- 肝炎講演会・相談会

	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
延べ参加者数(人)	26	19	166	0	300	300	300
実施場所数(か所)	1	1	3	0	3	3	3

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により肝炎講演会は中止となりました。

- 肝炎ウイルス検査受診者数

	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
受診者数(人)	24,875	22,937	25,624	23,790	28,000	26,000	26,000

※健康増進法に基づく肝炎ウイルス検査は、平成25年度から実施していません。

【 事業費の内訳 】

	R2年度	R3年度	差 引	説 明
(1) 肝炎講演会・相談会の開催等	896	636	△ 260	実績による減
(2) 肝炎ウイルス検査の実施	138,247	158,579	20,332	全体の検査における初診料等が算定できる見込件数を実績に合わせたこと及び採血料単価の増
(3) 肝炎治療医療費助成事業事務委託	18	18	0	
(4) 陽性者フォローアップ事業	162	162	0	
合 計	139,323	159,395	20,072	

【 事業スケジュール 】

通年で実施

【 事業開始年度 】

- (1) 平成14年度
- (2) 平成19年度（平成20年1月）
- (3) 平成20年度
- (4) 平成27年度

【 根拠法令 】

- ・ 肝炎対策基本法
- ・ 特定感染症検査等事業実施要綱（国要綱）
- ・ 肝炎患者等支援対策事業実施要綱（国要綱）
- ・ ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領（国要領）
- ・ 神奈川県肝炎治療医療給付実施要綱（県要綱）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	羽田 政直	宮下 公一	

(健康福祉 局 -)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業 課]

事業名
7 款 6 項 4 目 地域保健推進事業

特記事項	
中期計画-3.8の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-3.8の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	8,168	0	0	60	0	8,108
補助事業 単独事業		補助率	%			
令和2年度	10,862	0	0	60	0	10,802
増△減	△ 2,694	0	0	0	0	△ 2,694

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	10,426	9,773	11,892
算 市債+一般財源	9,781	9,128	11,832
決 事業費	9,481	7,351	7,147
算 市債+一般財源	9,032	6,806	7,147

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	8,168	8,168
算 市債+一般財源	8,108	8,108

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

市民の健康の保持増進や公衆衛生の向上を目的とした施策を推進します。また、課全体の事務的経費を計上します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

①福祉保健センター関係事業

各区における下水道法第12条の12の規定による排水水質測定検査を実施します。

また、アレルギー対策を目的とした庁内連絡会議の開催や熱中症予防の普及・啓発等に取り組みます。

②行政医師等研修事業

公衆衛生行政を推進するために必要な最新の医療情報や知識を取得するため、行政医師等を学会等に派遣します。

③地域保健人材育成事業

多様化する市民の健康ニーズに対応できる地域保健関係業務従事者（栄養士等）を育成するため、研修等を実施します。

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	R2年度	R3年度	差 引
①福祉保健センター関係事業	9,453	6,923	△ 2,530
②行政医師等研修事業	1,200	1,100	△ 100
③地域保健人材育成事業	209	145	△ 64
合 計	10,862	8,168	△ 2,694

【事業開始年度】

昭和57年度

【根拠法令】

健康増進法、下水道法

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	羽田 政直	菊池 仁	内山 祐希

(健康福祉局)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業 課]

事業名
7款 6項 4目
骨髄移植等普及推進事業

特記事項
中期計画-3.8の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-3.8の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書番 号	該当 なし
令和2年度 事業評価書番 号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	3,706	0	1,680				2,026
補助事業 単独事業		補助率 %	補助率 %				
令和2年度	3,150		1,400				1,750
増△減	556	0	280	0	0	0	276

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	261	220	2,170
市債+一般財源	261	220	1,260
決算 事業費	212	217	3,705
市債+一般財源	212	217	2,025

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	3,706	3,706
市債+一般財源	2,026	2,026

方針の確認/決裁
有 () 無 (○)

【事業の目的・必要性】

法律等に基づき、白血病・再生不良性貧血等の難病患者に対する有効な治療法としての骨髄移植・末梢血幹細胞移植の普及推進と、多くの疾病治療に必要な血液の確保を目的に献血の普及推進を図る。同時に臓器移植事業への普及啓発事業も行う。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

- 骨髄移植普及推進事業
 - 骨髄ドナー登録会(年5回予定)を実施し、登録者の増加に努める。
 - 骨髄移植ドナー助成事業
骨髄等提供者に対し入院・通院等に要する日数に応じた助成を行い、提供者の経済的負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナー登録者の増加を図る。
- 補助金の支出
かながわ健康財団アイバンク・臓器移植推進本部のグリーンリボンキャンペーンに補助金を支出し、臓器移植推進等の活動に寄与する。
- 献血推進事業
市庁舎献血、街頭献血のキャンペーン実施により、献血量を確保すると共に市民への普及啓発を図る。
(神奈川県赤十字血液センターとの協働開催)
- 臓器提供・移植普及啓発事業
Webページによる広報、講演会の後援・共催により、市民への臓器移植に関する知識等の普及啓発を図る。

【実績及び今後見込み】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度 (見込み)	3年度 (見込み)
骨髄ドナー登録数 <small>(市庁舎等開催分)</small>	16	15	55	51	48	60	60	60
前年比増加率	-	0.94	3.67	0.93	0.94	1.25	1.00	1.00
骨髄移植ドナー助成者数						25	25	25
骨髄移植ドナー助成額(千円)						3,500	3,500	3,500
献血者数 <small>(市庁舎開催分)</small>	154	154	197	152	240	215	250	600
前年比増加率	-	1.00	1.28	0.77	1.58	0.90	1.16	2.40

【事業費の内訳】

	2年度	3年度	増減	説明
骨髄移植普及推進事業	2,940	3,505	565	令和元年度実績を基に助成額を増加
補助金の支出	200	190	△10	
献血推進事業	10	11	1	
計	3,150	3,706	556	

【事業スケジュール】

<骨髄移植普及推進事業>

骨髄バンクドナー登録会の実施(年5回予定:横浜市庁舎3回[2日間/回]、市営地下鉄立場駅前1回、横浜市立北綱島小学校1回)
骨髄移植ドナー助成事業の実施(通年)

< 献血推進事業 >

献血の実施（年5回予定：横浜市庁舎3回[2日間/回]、市営地下鉄立場駅前1回、横浜市立北綱島小学校1回）

【 事業開始年度 】

昭和44年度

【 根拠法令 】

- 1 骨髄バンク事業の推進について（平成3年12月18日健医発第1462号厚生省保健医療局長通知）
- 2 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）
- 3 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）
- 4 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	羽田 政直	菊池 潤	

(健康福祉 局 -)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 保健事業課]

事業名
7款 6項 4目
保健統計調査事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	5,848	22,843					△ 16,995
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	13,914	30,795					△ 16,881
増△減	△ 8,066	△ 7,952	0	0	0	0	△ 114

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	11,220	8,774	9,086
算 市債+一般財源	△16,460	△16,733	△ 16,881
決 事業費	7,281	6,039	6,539
算 市債+一般財源	△21,494	△18,099	△ 19,299

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	9,648	11,220
算 市債+一般財源	△ 15,860	△ 16,460

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

厚生労働統計調査（厚生労働省委託事業）と本市の衛生行政の実態把握、効果的推進及び将来の保健衛生向上のための基礎資料を把握する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

令和3年度実施内容

① 厚生労働省委託保健統計調査

a 厚生統計調査

地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例〔一般統計、毎年〕

病院報告〔一般統計、毎年〕

b 国民生活基礎調査等

基幹統計：人口動態調査、国民生活基礎調査（簡易調査）〔毎年 ※大規模調査は3年に1度実施〕

医療施設調査（動態）、医師・歯科医師・薬剤師調査

c 社会保障・人口問題基本調査

出生動向基本調査〔一般統計、5年周期〕

② 本市保健統計事業

合計特殊出生率の算出等

期待される効果

正確な統計情報を把握及び提供し、保健衛生施策に活用する。

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	差 引	説 明
① 厚生労働省委託保健統計調査	13,914	5,848	△ 8,066	患者調査、他3調査の終了に伴う調査関連経費の減及び実績に基づく減
合 計	13,914	5,848	△ 8,066	

【事業スケジュール】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域保健・健康増進事業報告	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生行政報告例	○	○	○	○	○	○	○	○
病院報告	○	○	○	○	○	○	○	○
医師・歯科医師・薬剤師調査	○	○	○	○	○	○	○	○
患者調査		○			○			○
受療行動調査		○			○			○
国民生活基礎調査	(大規模)	(抽出)	(抽出)	(大規模)	※(抽出)	(抽出)	(抽出)	(大規模)
人口動態調査	○	○	○	○	○	○	○	○
医療施設調査(動態)※	○	○	○	○	○	○	○	○
医療施設調査(静態)		○			○			○
社会保障・人口問題基本調査(各調査5年周期)		人口移動調査					○	
		生活と支え合いに関する調査						○
		全国家庭動向調査		○				
		世帯動態調査			○			
		出生動向基本調査				※	○	

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で国民生活基礎調査及び出生動向調査が中止となりました。出生動向調査については、令和3年度に実施予定です。

【事業開始年度】

昭和22年

【根拠法令】

統計法第2条

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 羽田 政直	係長 菊池 仁	係 藤原 真以子
--------------------	-------------	------------	-------------